

平成 1 7 年

第 1 回志賀町議会臨時会

会 議 録

志 賀 町 議 会

平成17年第1回志賀町議会臨時会会議録

平成17年9月5日、第1回志賀町議会臨時会を志賀町役場議場に招集した。

(午前11時02分 開会)

(出席議員)

1番	南	政夫	16番	大根	明
2番	橘	照茂	17番	戸坂	忠寸計
3番	下池	外巳造	18番	小田	芳治
4番	須磨	隆正	19番	辻	武美
5番	越後	敏明	20番	久木	拓栄
6番	田中	正文	21番	中林	俊雄
7番	福田	英雄	22番	南	正弘
8番	寺岡	真貴子	23番	木村	正男
9番	富沢	軒康	24番	山本	辰栄
10番	堂下	健一	26番	稲村	幸雄
11番	松島	信夫	27番	吉島	陸男
12番	桜井	俊一	28番	長谷川	勝朗(午後1時02分から欠席)
13番	林	一夫	29番	竹内	利長
14番	萬上	俊之	30番	角花	進
15番	松浦	恒義			

(欠席議員)

25番 泉 貢

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長職務執行者	松田 佑 興
総務課長	田 端 正 敏
富来支所長	二 見 博
企画財政課長	浜 崎 克 義
監理課長	木 坂 孫 信
税務課長	中 田 政 光
住民課長	細 川 幸 男
子育て支援課長	宮 本 俊 一

健康福祉課長	笹川門治
生活安全課長	藤澤仁
商工観光課長	山崎脩平
農林水産課長	山本政直
建設課長	田中正嗣
上下水道課長	横川外治
会計課長	北信雄
富来病院事務長	古川吉亮
教育長	青山源隆
学校教育課長	岡島正登
生涯学習課長	金谷昭一

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	新木利夫
書記	出崎茂男
書記	野澤雅子
書記	池端久幸

(議事日程)

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

(追加議事日程)

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 議会議案 第1号ないし第4号

(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

追加日程第6 町長職務執行者提出 報告第1号ないし第15号

(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

追加日程第7 農業委員の議会推薦

追加日程第8 常任委員及び議会運営委員の選任

- 追加日程第 9 羽咋郡市広域圏事務組合議員の選挙
追加日程第 10 選挙管理委員及び補充員の選挙
追加日程第 11 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の閉会中の継続審査の件
追加日程第 12 特別委員会の設置及び委員の選任
(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
-

(臨時議長紹介)

新木 利夫 議会事務局長の新木です。

議会事務局長 本臨時会は、新「志賀町」発足後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の竹内利長議員をご紹介します。

(竹内臨時議長、議長席に着く)

竹内利長 ただいま紹介されました 竹内 利長 です。

臨時議長 地方自治法第 107 条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(開会・開議)

竹内利長 ただ今の出席議員は 29 名であります。

臨時議長 定足数に達しておりますので、平成 17 年第 1 回志賀町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

志賀町ホームページ掲載等のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(町長職務執行者あいさつ)

竹内利長 町長職務執行者が発言を求めておられますので、これを許可いたします。
臨時議長 す。

松田町長 本日ここに、平成 17 年第 1 回志賀町議会臨時会を招集申し上げました
職務執行者 ところ、議員の皆様におかれましては公私とも御多用の折にもかかわりま

せず御応招賜り、厚くお礼申し上げます。

去る9月1日の新町開町式には、ご多用中ご臨席を賜り重ねて厚く御礼申し上げます。当日は澄みきった青空の下、総合窓口をはじめとする本庁支所業務が大きなトラブルもなく新システムに移行できたことは、誠に喜ばしいことであり、これも議員各位のご支援の賜物と感謝を申し上げているところであります。

さて、21世紀に入り急速に進展する高度情報化社会、深刻化する少子高齢化社会の進行、地方分権の本格化等、社会経済情勢情勢が大きく変動しており、これからの地方行政は全国一律の均衡ある発展から地域間競争による進行発展へと大きくシフトしており地方自治の原則、自己決定、自己責任に図り、自らの責任と自らの財源による魅力ある町づくりが強く求められているところであります。

そうした議論を踏まえ町民が一体感をもてるように融和と協調を最優先にして新町町づくり計画が目指している住民サービスの充実、行財政の効率化、広域的な町づくり等、合併メリットが十分に発揮できるよう若者が魅力的な笑顔溢れる町を目指していきたいと考えているところであります。

新「志賀町」の議員の皆様には、これら新町町づくり計画に網羅されております重点事業を中心にして計画が円滑に進み、以って町政の発展と住民福祉の向上をさせるために、以前にも増して暖かいご理解と深いご協力をお願い申し上げます。

議場正面には志賀町が未来に向かって飛翔する姿を頭文字のSで表現しております。雄大な日本海と能登半島のスケールの大きさや出会いと交流を青い円で町を取り巻く豊かな環境を緑のエスで未来に向かう町民の心をオレンジで表現している真新しい長章が掲げられています。25,000人の町民が一体感を醸成し、少将のごとく未来に向かって大きくはばたく、安全で安心感のある地域づくりを目指していきたいと考えているところであります。

議員各位の絶大なるご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

日程第1 . 仮 議 席 の 指 定

竹内利長 日程に入り、仮議席の指定を行います。

臨時議長 仮議席は、ただ今の着席の議席とします。

日程第2 . 議 長 の 選 挙

竹内利長 次に議長の選挙を行います。

臨時議長 選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

竹内利長 ご異議なしと認めます。

臨時議長 よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

竹内利長 ご異議なしと認めます。

臨時議長 よって、議長に小田 芳治 君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名いたしました小田 芳治 君を、議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

竹内利長 ご異議なしと認めます。

臨時議長 よって、ただいま指名いたしました、小田 芳治 君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました、小田 芳治 君が議場におられますので、当選の告知をいたします。

(当選人、発言を求める)

議 長 当 選 の あ い さ つ

竹 内 利 長 議長に当選された小田 芳治 君が発言を求めていますので、これを
臨 時 議 長 許可いたします。

小田 芳治議長 ただ今、議員各位の暖かいご支援のもと、志賀町議会議長に当選を
させていただきまして、心から厚くお礼申し上げます。

もとより、浅学非才ではございますが、議員各位のお力を賜りまして、
新町の初代議長として、議会全体の融和に努めることはもとより、新
町政の発展と町民の福祉の向上に努力を惜しまない覚悟でございます。

新町の課題としては、旧両町の町民の融和とその垣根を払拭すること
が最大のテーマでもありますが、少子高齢化の問題や、地域産業の振
興、全ての町民の福祉の向上、そして合併してよかったと思える町づ
くりの推進など、課題も山積しております。

議員各位はもちろん、町執行部、町民の皆様にも知恵を出してもらい、
この30人体制となった議会が先導してより良いまちづくりに努力し
なければならないと思いますし、全ての町民がより良い町づくりに全
力をあげていただきたいと思います。

簡単ではございますが、議員各位のご支援をいただきましたお礼を述べ
させていただき、そして、重ねて、議員各位のご協力をお願いいたしま
して、ただ今、就任させていただきました挨拶としたいと思います。

本日は誠に有難うございました。

議 長 交 代

竹 内 利 長 ただいま選任されました議長と交代いたします。

臨 時 議 長 ご協力ありがとうございました。

それでは、小田議長、議長席にお着き下さい。

(小田 芳治議長、議長席に着く)

(休 憩)

小田 芳治議長 ここで暫時、休憩をいたします。

(午前 11時12分 休憩)

(再 開)

(午後 1時02分 再開)

(出席議員 28名)

(追加議事日程の配布)

小田 芳治議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま配布しました議事を、日程に追加したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

追加日程第1. 議 席 の 指 定

小田 芳治議長 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席のとおり指定いたしたいと思います。

追加日程第2. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

小田 芳治議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に1番 南 政夫 君、

2番 橘 照茂 君を指名いたします。

追加日程第3. 会 期 の 決 定

小田 芳治議長 続いて、会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日限りといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日限りとすることに決しました。

追加日程第4．副 議 長 の 選 挙

小田 芳治議長 次に副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦
したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 異議なしと認めます。

よって、副議長に桜井 俊一 君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました桜井 俊一 君を副議長の当選人と
定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、桜井 俊一 君が副議長に当選さ
れました。

ただいま副議長に当選されました、桜井 俊一 君が議場におられま
ので、当選の告知をいたします。

(当選人、発言を求める)

副 議 長 当 選 の あ い さ つ

小田 芳治議長 副議長に当選された 桜井 俊一 君が発言を求めていますので、これ
を許可いたします。

桜井 俊一副議長 今ほどは、議員各位のご支援をいただく中で、新町の副議長に当選

をさせていただきました桜井でございます。

心よりお礼を申し上げます。

もとより、未熟な身ではございますが、小田議長を補佐しながら、新志賀町議会の円滑なる運営に尽力してまいりたいと思っておりますので、議員各位のご協力、また、町執行部の皆様方のご協力をお願いしまして、就任のごあいさつに代えたいと思います。

誠に有難うございました。

(休 憩)

小田 芳治議長 暫時休憩いたします。

(午後 1時06分 休憩)

(再 開)

(午後 1時18分 再開)

(出席議員 28名)

小田 芳治議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第5 . 議会議案 第1号ないし第4号

小田 芳治議長 本日、竹内 利長君ほか8名から提出のありました議会議案第1号「志賀町議会委員会条例の制定について」、第2号「志賀町議会事務局設置条例の制定について」、第3号「志賀町議会表彰条例の制定について」、第4号「志賀町議会会議規則の制定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

以上の各案につきましては、事理明白につき、この際、説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

これより議会議案第1号ないし第4号を一括して採決いたします。

以上の各案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は原案のとおり可決されました。

追加日程第 6 . 町長職務執行者提出 報告第 1 号ないし報告第 1 5 号

(提案理由説明)

小田 芳治議長 次に、本日町長職務執行者から提出のありました報告第 1 号ないし報告第 1 5 号に対する提案理由の説明を求めます。

松田町長職務執行者。

松田佑興町長職務執行者 はい。

本日ここに、平成 1 7 年第 1 回志賀町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては公私とも御多用の折にもかかわりませず御応招賜り、厚くお礼申し上げます。

提案理由に先立ちまして一言お祝いを申し上げたいと存じます。

先程選任されました新議長 小田 芳治 様、副議長 桜井 俊一様には、本当におめでとうございます。心からお祝いを申し上げるしだいでございます。追って町長選挙において新町長も選任されます、新町長共々、町政進展のリーダーとして、また、議会の皆様には、議会そして執行部が車の両輪として新町発展のためのご活躍を心からご期待を申し上げます。

されでは、提案理由の説明に入りたいと思います。

本臨時会に提案申し上げ御審議いただく案件は、報告 1 5 件であります。以下、その大要につきまして御説明申し上げます。

まず、報告第 1 号から第 1 1 号までは、平成 1 7 年度志賀町一般会計ほか 8 特別会計と水道及び病院事業会計の暫定予算であります。いずれも新志賀町が誕生したことに伴い、地方自治法施行令第 2 条の規定により本予算が成立するまでの間の必要な収支について調製し、合併期日である 9 月 1 日付で専決処分したものであります。

なお、今回の暫定予算は、旧 2 町の平成 1 7 年度予算で 8 月 3 1 日現在未執行となっているものをもって予算額とすることを原則といたし

ました。

そのため、暫定予算と言いながらも、骨格予算に近い予算編成となりましたが、旧町の予算内容の範囲を逸脱する政策的経費や新規の投資的事業は計上しておりません。

したがいまして、計上予算の詳細については、説明を省略させていただきますので、ご理解を賜わりますようお願いいたします。

報告第1号 平成17年度志賀町一般会計暫定予算については、旧町の予算を引き継ぐとともに、新たに町長選挙費、委員等報酬費、乳幼児・児童医療費助成事業など事務事業の一元化に伴う経費などを追加し、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ117億5,800万円としたものであります。

報告第2号 平成17年度志賀町国民健康保険特別会計暫定予算については、2町の同会計予算を引き継いだもので、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,570万円としたものであります。

報告第3号 平成17年度志賀町老人保健特別会計暫定予算については、2町の同会計予算を引き継いだもので、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,788万2千円としたものであります。

報告第4号 平成17年度志賀町農業集落排水事業特別会計暫定予算については、2町の同会計予算を引き継いだもので、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,128万円としたものであります。

報告第5号 平成17年度志賀町公共下水道事業特別会計暫定予算については、2町の同会計予算を引き継いだもので、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,674万7千円としたものであります。

報告第6号 平成17年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計暫定予算については、2町の同会計予算を引き継いだもので、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,948万9千円としたものであります。

報告第7号 平成17年度志賀町介護保険特別会計暫定予算について

は、2町の同会計予算を引き継いだもので、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,478万8千円としたものであります。

報告第8号 平成17年度志賀町立診療所事業特別会計暫定予算については、旧志賀町の同会計予算を引き継いだもので、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ5,011万3千円としたものであります。

報告第9号 平成17年度志賀町簡易水道事業特別会計暫定予算については、旧富来町の同会計予算を引き継いだもので、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ1,571万9千円としたものであります。

報告第10号 平成17年度志賀町水道事業会計暫定予算については、2町の同会計予算を引き継いだもので、収益的収支予算では、収入で4億6,139万8千円、支出で4億4,334万4千円とし、資本的収支予算では、収入で9,079万円、支出で4億6,430万3千円としたものであります。

報告第11号 平成17年度志賀町立富来病院事業会計暫定予算については、旧富来町の同会計予算を引き継いだもので、収益的収支予算では、収入で8億8,955万3千円、支出で9億7,144万1千円とし、資本的収支予算では、収入で1千円、支出で5,988万3千円としたものであります。

次に、報告第12号 志賀町役場位置条例ほか202件の条例の制定については、暫定予算と同様、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

これらの条例は、合併前の志賀町及び富来町において既に制定されていた条例について調整し、さらに合併協議会で決定された事項を反映して作成したものであり、新町の誕生にあたり、住民サービスなどに空白期間をつくることのないよう制定したものであります。

203件の条例をお手元に別冊として配布させていただきましたが、非常に大量となることから説明は省略させていただきますので、ご理解を

お願いいたします。

報告第13号 字及び小字の名称の変更についても、平成17年9月1日付けで専決処分とし、本議会に報告し、承認を求めるものであります。

合併に伴い、従前の石川県告示から変更した字及び小字の名称について、別紙一覧表としております。

基本的に、旧志賀町については、「字」という標記を削り、旧富来町については、富来地区及び西海地区において、富来地頭町、西海風戸など、旧町村名を冠する字名としております。

報告第14号 羽咋郡市公平委員会への加入については、合併に伴い、平成17年8月31日付けで脱退をした同公平委員会に、9月1日付けで改めて加入したものであります。

報告第15号 志賀町指定金融機関の指定については、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、株式会社 北國銀行を志賀町指定金融機関に指定したものであります。

以上で本臨時会の案件についての説明を終わらせていただきますが、議員の皆様におかれましては、何とぞ適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

小田 芳治議長 説明を終わります。

(質疑、委員会付託、討論省略)

小田 芳治議長 これより、以上の各件に対する質疑を許します。

(発言なし)

小田 芳治議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

以上の各件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、本件に対する討論に入ります。

(発言なし)

小田 芳治議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

小田 芳治議長 これより、採決いたします。

まず、町長職務執行者提出 報告第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 27名)

小田 芳治議長 起立全員であります。

よって、本件は原案どおり、承認されました。

小田 芳治議長 次に、町長職務執行者提出 報告第2号ないし第11号を一括して採決いたします。

以上の各件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 異議なしと認めます。

よって、以上の各件は原案のとおり、承認されました。

続いて、町長職務執行者提出 報告第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立27名)

小田 芳治議長 起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり、承認されました。

小田 芳治議長 次に、町長職務執行者提出 報告第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。

(起立27名)

小田 芳治議長 起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり、承認されました。

小田 芳治議長 続いて、町長職務執行者提出 報告第14号及び第15号を一括して採決いたします。

両件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 異議なしと認めます。

よって、両件は原案のとおり、承認されました。

(休 憩)

小田 芳治議長 暫時休憩いたします。

(午後 1時32分 休憩)

(再 開)

(午後 1時47分 再開)

(出席議員 28名)

小田 芳治議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第7 . 志賀町農業委員会委員の推薦

小田 芳治議長 次に、志賀町農業委員会の推薦の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は4人とし、竹内 利長 君、泉 貢 君、浜田
壽幸 氏、平澤 勇氏の4氏を推薦したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は、竹内 利長 君、泉 貢 君、浜田
壽幸 氏、平澤 勇 氏を推薦することに決しました。

追加日程第8 . 常任委員及び議会運営委員の選任

小田 芳治議長 続いて、常任委員及び議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第7条
第1項の規定によって、お手元に配布のとおり、

総務常任委員会の委員に、須磨 隆正 君、越後 敏明 君、

福田 英雄 君、堂下 健一 君、松島 信夫 君、林 一夫 君、
小田 芳治、久木 拓栄 君、木村 正男 君、吉島 陸男 君。

教育民生常任委員会の委員に、南 政夫 君、橘 照茂 君、
田中 正文 君、富沢 軒康 君、桜井 俊一 君、松浦 恒義 君、
中林 俊雄 君、南 正弘 君、泉 貢 君、竹内 利長 君。

産業建設常任委員会の委員に、下池 外巳造 君、寺岡 真貴子 君、
萬上 俊之 君、大根 明 君、戸坂 忠寸計 君、辻 武美 君、
山本 辰栄 君、稲村 幸雄 君、長谷川 勝朗 君、角花 進 君。

議会運営委員会の委員に、大根 明 君、辻 武美 君、
中林 俊雄 君、南 正弘 君、木村 正男 君、稲村 幸雄 君、
竹内 利長 君、角花 進 君。

以上のとおり、それぞれ指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれ選任することに決
しました。

追加日程第 9 . 羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の選挙

小田 芳治議長 次に、羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって、指名推選に
したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、
これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 異議なしと認めます。

よって、羽咋郡市広域圏事務組合議会議員に 松島 信夫 君、
辻 武美 君、南 正弘 君、吉島 陸男 君、長谷川 勝朗 君
竹内 利長 君、角花 進 君の7氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました諸君を、羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が、羽咋郡市広域圏事務組合議員に当選されました。

ただいま羽咋郡市広域圏事務組合議会議員に当選されました、諸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

追加日程第10．選挙管理委員及び同補充員の選挙

小田 芳治議長 続いて、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

まず、選挙管理員の選挙を行います。

選挙すべき数は、4人であります。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

選挙管理委員に、櫻井 重藏 君、谷内 務 君、喜佐 俊信 君、寺井 功 君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、指名しました方を選挙管理委員の当選人と決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました、櫻井 重藏 君、谷内 務 君、喜佐 俊信 君、寺井 功 君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

これをもって、選挙管理委員の選挙を終わります。

次に、選挙管理委員の補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

選挙管理委員の補充員には、第1位 川辻 卓司 君、第2位 三沖 博 君、第3位 荒木 宗昭 君、第4位 加茂野 八郎 君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、指名しました方を選挙管理委員の補充員の当選人と決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました、第1位 川辻 卓司 君、第2位 三沖 博 君、第3位 荒木 宗昭 君、第4位 加茂野 八郎 君、以上の方が選挙管理委員の補充員に当選されました。

これをもって、選挙管理委員の補充員の選挙を終わります。

(休 憩)

小田 芳治議長 ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に、各常任委員会及び議会運営委員会は委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

(午後 1時56分 休憩)

(再 開)

(午後 2時35分 再開)

(出席議員 28名)

小田 芳治議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、各常任委員会及び議会運営委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参っておりますので、この際、ご報告いたします。

総務常任委員長に 松島 信夫 君、同副委員長に 堂下 健一 君、
教育民生常任委員長に 松浦 恒義 君、同副委員長に 富沢 軒康 君、
産業建設常任委員長に、角花 進 君、同副委員長に 下池 外巳造 君、
議会運営委員長に、辻 武美 君、同副委員長に 木村 正男 君、
以上のとおり選任された旨、報告がありました。

追加日程第11.常任委員会及び議会運営委員会
所管事務調査事項の閉会中の継続審査の件

小田 芳治議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布のとおり、所管事務調査の継続審査の申出書がありましたので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに、
ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

追加日程第12.特別委員会の設置及び委員の選任

(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論)

小田 芳治議長 次に、本日、竹内 利長 君ほか8名から、お手元に配布のとおり、
原子力発電所対策特別委員会及び生活環境等対策特別委員会並びに議会
広報特別委員会の設置に関する動議が提出されました。

これより、本動議を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、事理明白につき、この際、説明、質疑、委員会付託及び討論
を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

これより、本件を採決いたします。

本動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、特別委員会設置に関する動議は、可決されました。

(特別委員名簿配布)

小田 芳治議長 お諮りいたします。

ただいま設置されました3特別委員会の委員の選任につきましては、委
員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり、
原子力発電所対策特別委員に、下池 外巳造 君、富沢 軒康 君、

松島 信夫 君、林 一夫 君、松浦 恒義 君、大根 明 君、
小田 芳治、辻 武美 君、久木 拓栄 君、南 正弘 君、木村 正男
君、稲村 幸雄 君、吉島 陸男 君、竹内 利長 君、 角花 進 君。

生活環境等対策特別委員に、南 政夫 君、橘 照茂 君、須磨 隆正
君、越後 敏明 君、田中 正文 君、福田 英雄 君、寺岡 真貴子
君、堂下 健一 君、桜井 俊一 君、萬上 俊之 君、戸坂 忠寸計
君、中林 俊雄 君、山本 辰栄 君、泉 貢 君、長谷川 勝朗 君。

議会広報特別委員に、南 政夫 君、橘 照茂 君 下池 外巳造 君、
寺岡 真貴子 君、富沢 軒康 君、堂下 健一 君、松島 信夫 君を
それぞれ指名いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(休 憩)

小田 芳治議長 暫時休憩いたします。

休憩中に、各特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたしま
す。

(午後 2時42分 休憩)

(再 開)

(午後 3時00分 再開)

(出席議員 28名)

小田 芳治議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、各特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果
が議長の手元に参っておりますので、この際、ご報告いたします。

原子力発電所対策特別委員長に 稲村 幸雄 君、
同副委員長に 竹内 利長 君、
生活環境等対策特別委員長に 山本 辰栄 君、
同副委員長に 田中 正文 君、

議会広報特別委員長に 寺岡 真貴子 君、
同副委員長に 南 政夫 君、
以上のとおり選任された旨、報告がありました。

(閉 議 ・ 閉 会)

小田 芳治議長 以上をもちまして、本臨時会の議事、すべてを終了いたしました。

平成17年第1回志賀町議会臨時会は、これをもちまして、閉会いたします。

これにて散会いたします。

(午後 3時02分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長

志賀町議会臨時議長

志賀町議会議員

志賀町議会議員